

尖閣問題の原点としての沖縄返還

—蒋介石が東アジアに遺した禍根—

目次

はじめに

- 1 当初の主な狙いは石油権益確保ではなかった
- 2 沖縄領有権主張への足がかり
- 3 沖縄返還を踏まえた立場の変更
- 4 尖閣防衛決意の欠如
- 5 「国防」としての石油権益確保
- 6 北京の影

おわりに

小稿¹では、蒋介石日記の記事をよすがとして、国府²の最高指導者であった蒋介石の尖閣に対する政策がどのような変遷をたどったかを跡づけることを試みる。以下、蒋介石の尖閣に対する主張の原点は沖縄領有権の主張であり、その後主目的が石油権益確保へと変質した過程を明らかにする。

はじめに

米国カリフォルニア州のスタンフォード大学に居を構えるフーヴァー研究所文書保管庫は、国際政治上の重要な文献を収集し、原書、マイクロフィルム等の形態で平日に一般公開している。文献は原則として複写、撮影も認められ、研究者が引きも切らない。

中でも、マイクロフィルムから起こしたハードコピーの形で2006年



千葉 明

(在ロサンゼルス日本国総領事)

3月から順次公開されてきた蒋介石日記は、世界中ここでしか閲覧できないことから、例外的に複写や撮影が認められていないことにもめげず、毎日のように利用申請がある。移動式書架2台に満載された箱にほぼ1年分ずつ、月毎にフォルダーに仕分けられて保管され、係員の席の後ろに常備されており、研究者はめいめい毎回1ヶ月分のみ制限されるフォルダーを順次受け出しては、閲読と筆写に励んでいる。筆者も地の利を活かして利用してきた。

蒋介石は、ほぼ毎日欠かさず日記をつけていた。内容は圧倒的に当日の反省と当面の課題である。ところが1971年8月27日の記事だけは、なんと28年も前のカイロ会議を回想し、失策の最大の原因は何かを考察している。蒋介石によれば、米国は、会議の3日前に突然「極度に柔軟性を発揮して」出席するよう蒋介石に要請したばかりか、議題の説明もせず、蒋介石は同行者の指名や資料の準備の時間もないまま、会議の一部は参謀を代理出席させざるを得なかった、というのである³。

なぜ蒋介石はいきなり昔のことを書いたのだろうか。その直前に発生した、国府にとって重要な事象を想起すれば、ノスタルジアではないことは明らかだろう。それはほかでもない、これに先立つ6月17日に署名された、沖縄返還協定である。そして、沖縄返還協定に行き着くこととなるカイロでの失敗を蒋介石が反芻している理由をたどることで見えてくるのが、国府による尖閣主権主張の動機である。その原点は、従来定説となってきた石油権益確保ではなく、当初は沖縄領有権の主張だったと結論づけられるのである。

1 当初の主な狙いは石油権益確保ではなかった

蒋介石がカイロで犯してしまったという誤りとは何か。会議2日目の1943年11月23日、蒋介石は、沖縄（原文「琉球」。以下同じ）の国際機構

3 蒋介石日記は著作権で保護されており、出版するには権利者たる遺族の許諾が必要であるが、遺族が権利の相続で係争を始めて以降、許諾手続きは停止している。フーヴァー研究所担当者によれば、多少はフェア・ユースとして黙認される可能性があるものの（本年6月5日筆者が面談の上聴取）、小稿では、すでに許諾済みで別途報道等に現れたものを除き、内容を要約した記述にとどめた。すでに出版された主なものとしては、遠藤誉「完全解説『中国外交戦略』の狙い」（ワーク2013年7月）、矢吹晋「尖閣衝突は沖縄返還に始まる」（花伝社2013年8月）がある。なお、矢吹「尖閣衝突は沖縄返還に始まる」8頁を見る限り、矢吹は原典に当たっていない。

1 小稿は筆者個人の見解であり、日本政府・外務省を代表するものではない。

2 小稿の扱う期間、我が国は中華民国政府と正式な外交関係を有していたところ、小稿では混乱を避けるため、地理的名称以外は原則として中華民国政府を「国府」、中華人民共和国政府を「中国政府」と表記した。

への委託と米中共管を提案したと日記に書いている。そして、その理由として、米国を安心させ、また沖縄が日清戦争以前にすでに日本に属していたことに配慮したためだ、としている。

戦後、沖縄が米国の施政下に置かれている間は、問題は顕在化しなかった。ところが日米両国が沖縄返還の方針を表明すると⁴、蒋介石は深刻に受け止める。カイロ会談においては、中華民国による領有こそ主張しなかったものの、沖縄に対する権利は有しているという認識だったからである。

この認識は、1969年11月21日、すなわち訪米中の佐藤栄作総理がニクソン大統領と1972年までに沖縄返還を実現するという共同声明を発出した前後の日記に表れている。この日、板垣修駐中華民国大使が蒋介石邸を訪れ、沖縄返還交渉の経過を説明しているが、その日付の辺りのページで、この共同声明が「米国による侮辱と無視であり、新たな国恥である」と断じ、国府側の声明を検討することが急務だとしている。そして出すべき声明の内容は、米国が必要なプロセスを経ずにそそくさと決定したことは遺憾だと主張するものとし、そう主張することによって、将来沖縄問題に対する権利を保留することへの備えとするのだ、としている。

この流れの中で起きたのが、国府による米国石油会社への尖閣周辺石油鉦区権供与である。この動きは、尖閣諸島海底にイラク並みの石油が埋蔵されている可能性があることが明らかになった⁵のを受けて、石油権益確保を狙った動きに出たものと解されてきた。現に、尖閣の主権問題に当面立ち入らないと記した1970年12月7日の日記にも、蒋介石は「但し中米間の石油契約は放棄することはできない」と未練のように記載している。

しかし、石油権益確保だけでは、その他の記載が整合的に理解できな

4 1967年11月15日、佐藤総理とジョンソン大統領は、沖縄返還を継続討議する旨の日米共同声明を発表した。

5 1961年、新野弘東海大学教授が尖閣海底での石油埋蔵の可能性を指摘して以降、調査の機運が高まり、1968年9月上旬に沖縄経済調査団が沖縄を訪問して尖閣の海底調査を示唆、おそらくはECAFE関与の下、1969年7月8日に新野教授を団長とする政府委嘱の尖閣列島調査団が油田の埋蔵可能性を発表。さらに1970年6月、同団長の下に尖閣列島周辺の海底地質調査団が第2次調査を行い、尖閣列島周辺海域の石油・天然ガスの存在可能性が極めて高いと報告した（「沖縄復帰の記録」南方同胞援護会、1972年）。

いのである。

2 沖縄領有権主張への足がかり

1970年8月11日の日記で、蒋介石は、国府による石油鉦区権供与に対し日本が抗議したことを受け、「日本は尖閣島⁶が琉球に伝統的に属し、米国と我が国が当該地区海底油田を試掘することに反対すると声明した」と警戒を表明している。沖縄の主権問題に挑戦する意思と、日本側の抵抗を覚悟する気持ちが伝わってくる。その5日後の1970年8月16日には、「尖閣島の主権問題については、我が国は琉球主権問題を放棄したことはないばかりか、歴史、政治上いかなる政府もまたそれが日本のものだと認めたこともない」と見解を表明している。尖閣が沖縄の一部だ、と言い切っているわけではないが、尖閣の主権問題を論じるに際して沖縄の主権問題を持ち出しているのも、蒋介石のこのときの認識は、尖閣は沖縄の一部である、というものだったことが明確である。この一連の動きから、蒋介石は、尖閣の主権問題を何ら意識せずに石油鉦区権を供与したのではなく、沖縄領有権を主張するには尖閣の主権もまた争わざるを得ないことを明確に認識した上で、沖縄返還交渉の一方当事者である米国の会社に石油鉦区権を与えることによって、交渉の行く末にくさびを打ち込もうとする意図があった、と筆者は推論する。

では、それまで主権問題を提起しなかったのはなぜか。蒋介石は、「我が国政府は善隣友好の旨から、主権問題を提起し和気を損なわないようにしただけ」（8月16日）としている。これは、要求の後出しについての言い訳ではなく、沖縄返還が外交日程に上ってこないという状況下で、意図的に主権について微温的政策をとっていたことを示していると思われる。もちろん、ここでいう「主権」とは、尖閣のみならず、沖縄全体のことを指す⁷。

逆に言えば、沖縄返還交渉進展の結果、沖縄領有権を明確に主張せざるを得なくなったことを受け、それまでの微温的態度を変更することとしたと考えられる。そしてその際、油田の存在可能性が公表されたこと

6 この後も、8月14日、16日、18日と3回にわたり、すべて「尖閣」と日本名で記載されている。

7 当然ながら、主観的な思いにとどまっている限り、領土主張に関するディスクレイマーとしては何ら機能しない点、論を俟たない。

を利用して、石油鉦区権供与という形で尖閣を突破口に使い、国府が沖縄返還交渉に介入する梃子にしようとした、と解釈されるのである。

反対に、当初から石油権益確保が主目的であったと解すると、不自然な点がでてくる。沖縄返還は1967年時点で方向性が出ていた。このタイミングで、石油権益確保を主目的として石油鉦区権供与という具体的な行動に出ることは、石油権益が欲しいばかりに、日米両国と主権問題で対峙してしまうことを意味し、政治的コストが大きすぎる事が明らかだからである。どうせ結局そうするのなら、この時点で尖閣は沖縄ではなく台湾の一部であると主張した方がまだ単純明快だったはずなのに⁸、敢えてそうしなかったのは、沖縄に対する主権について主張することが主要な目的であり、石油鉦区権供与が、その道具立てとして位置づけられていたことを示しているといえよう。

これを踏まえてはじめて、1970年8月14日の「中米が尖閣群島海底油田試掘につき既に署名をしたからには、日本はこれ以上異議を唱える度胸はない」という楽観的姿勢の背景が理解できる。つまり、単に石油鉦区権の契約が既成事実となった以上は日本もそれを踏まえて国府に対応するだろう、という単純な話ではなく、一歩進んで、米国を巻き込んだ既成事実を作ったことによって、沖縄返還交渉において国府も無視できない要素になった、という自信が覗えるのである。

3 沖縄返還を踏まえた立場の変更

この方針を転換したことを示すのが、1970年9月11日の記事である。この日は、9月10日に米国国務省マクロフスキー報道官が「尖閣列島は対日平和条約によって米国の施政権下におかれた琉球の一部である」と公式に発言した、その翌日である。この日、蒋介石は「大陸棚石油探索問題について、私は米国の会社との契約を裁可することを決めた。私が見たところでは（「以我測度判断」）、米国は、琉球を日本に返還して日本が大陸棚の油田を支配することでより面倒が大きくなると恐れている⁹」と書いている。石油鉦区権供与を決断したのは、そうすることによ

8 こう主張することは、後述の通り全体としては論理矛盾をきたすものの、やがてそう主張するのなら、なぜこの時点で主張しなかったのか疑問が残る。

9 蒋介石日記には句読点がないため、複数の解釈が可能で、この部分を「我が推測的判断に

て国府が沖縄問題について発言権を確保でき、米国が日本に返還する部分に尖閣も含めることが米国にとって頭痛の種となることを見越してのことであったことが、この記載から見て取れる。このことから、尖閣への主権主張は、当初においては沖縄領有権を念頭に置いてのことだったことが伺えるのである。

しかし、この記載に続けて、蒋介石は「釣魚台群島はわが国防にかかわるのでこれが琉球の範囲のうちに属すると認めることはできない」としている。すなわち、尖閣（この日から呼称を「釣魚台」としているが、9月14日のみ「釣魚島」とするなど、一貫しない。なお中国政府は「釣魚島」を用いている）が沖縄の一部として、やがては日本の手に渡るということを踏まえ、「釣魚台」が沖縄の一部と言うことは最早できないことから、尖閣の沖縄からの切り離しに舵を切ったのである。尖閣が当初から台湾の一部だと認識していたのだとしたら、わざわざ切り離すような記述を行う必要はないことに鑑みれば、尖閣が実は沖縄の一部であるというのが本来の認識であったことが重ねて明らかとなる。

さらに、当初から自国領だと認識しているのなら、敢えて呼称を変更する必要はない。「釣魚台」というのが尖閣の台湾側の伝統的呼称なのだとなれば、最初から「釣魚台」と日記に記せば足りる。「尖閣」が日本領であることを示す呼称であるからこそ、呼称を変更せざるを得なかった、という以外に説明のしようがないのである。

上記のとおり、米国国務省が尖閣に関する態度を明確にしたため、蒋介石は、軌道修正を余儀なくさせられることとなった。3日後の1970年9月14日には「釣魚島の陸地は確執を及ぼさず¹⁰、また日本の所有権だと承認もせず、懸案としておく」と姿勢を転換している。8月14日の強気な姿勢から僅か1ヶ月後に正面衝突回避に転換している理由は、

よれば、アメリカが琉球を返還した後、日本は大陸棚の石油鉦床を独占し、アメリカにとっての後患はさらに大きくなるべし。」と解釈する論者もあるが、採用しない。蓋し、(1) 沖縄返還はこの時点で既定方針であり、日本が大陸棚の油田を支配する（原文は「佔」で、「獨佔」ではない）ことを疑う合理的理由はなく、このことを「推測的判断」する必要がない(2) 「アメリカへの後患はさらに大きくなる」という断定なら論理的思惟の結果であり、推測的判断の結果ではないからである（翟翔、2012年11月23日付環球時報、浅井基文訳。At <http://www.ncj/asahi/nd4m-asi/jiwen/thoughts/2012/502.html>。なお翟翔の所属等一切明らかにされていない）。

10 「釣魚島の陸地」とは地表部分を指しており、大陸棚を含む海中部分は主張をゆるめていない。